

令和2年3月2日

日野町立小学校の保護者の皆様

日野町教育委員会
教育長 今宿 綾子

臨時休校に伴う児童の臨時預かりについて（お知らせ）

今回の臨時休校は国から緊急の要請があり、本町として新型コロナウイルス感染拡大の防止のための措置です。児童生徒の感染リスクを低減するためには、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすことが大原則です。

しかし、今回の緊急の臨時休校に伴い、保護者、祖父母、学童等の支援をどうしても受けられないご家庭の児童につきましては、臨時預かりを行いますので、下記の事項をご確認ください。

なお、預かりを希望される場合は、別紙の「臨時預かり依頼書」を3月2日（月）以降に在籍している学校へご提出ください。（受付対応時間 8：20～16：45）

記

- 1 期間 令和2年3月4日（水）から3月24日（火）まで
※土・日、祝日、3月19日を除く
- 2 時間 8時30分から15時30分まで（送迎は、8：20から15：40まで）
ただし、3月18日、24日は、8：30～11：30とします。
（この場合のお迎えは、11：40までとなります）
- 3 対象者 全学年の児童を対象としますが、次の2つの条件を全て満たす場合を対象とします。
（1）保護者等が勤務によりやむを得ず家でみられない場合
（2）祖父母・学童等の支援が受けられない場合
※ 児童、同居家族において咳や鼻水、喉の痛みなどの風邪症状や発熱などがある場合はお預かりすることができません。
- 4 場所 在籍している小学校 ※出入口は、各小学校の正面玄関に限る。
- 5 注意事項 （1）臨時預かりは、臨時休校中の学習を補うものではありません。
教室や図書室で自習を行います。臨時預かりのため、外や体育館での遊びは行いません。児童には、自習ができる十分な学習の用意を持たせてください。
（2）保護者等が児童を学校まで送迎してください。児童だけによる登下校は認めません。
（3）児童を教職員に確実に引き渡してください。
（4）学校での急な体調不良やけがなどに備え、学校からの連絡が確実につく連絡先を報告ください。
（5）期間中は給食がありません。必ず弁当とお茶を持参ください。
（6）朝晩の健康観察を実施し記入した観察票を毎日持参ください。本人または同居家族に37.5度以上の発熱や咳など風邪症状がある場合は、お預かりできません。自宅で休養してください。
（7）感染拡大の予防のため、可能な範囲で児童のマスク着用にご協力ください。また、保護者等が来校される際もマスクの着用にご協力ください。